

「金融商品」表示において資本性金融商品と判断される場合はその限りではないとされている。たとえば転換社債の保有者がいつでも転換権を行使できる場合、これは前記(b)に該当し流動負債に分類される可能性があるが、転換権部分がIAS 32号において資本性金融商品に該当すると判断されるのであれば、負債の分類の判断において「いつでも普通株式に転換可能」という権利を考慮する必要がなくなる。その結果、満期まで1年超で他に特に考慮すべき事項がなければ、当該転換社債は非流動負債に表示されることになる。

IAS 1号69項(d)が改訂されたことにより、IAS 1号69項における負債の流動または非流動への分類は図表7のとおりとなる。

この改訂により、企業がこれまで非流動負債に分類していた一部の負債を流動負債に分類し直したり、その逆の結果を生じさせたりすることになり、企業の財務制限条項(コベナンツ)に影響を及ぼす可能性がある。コベナンツの判定が1年以内に到来し、要件に抵触することにより期限の利益を失うと想定される場合、これを「期末日時点で12カ月以

上決済を延期できる」に該当しないとみる必要があるかどうかは、基準文言からは明らかではないとの考えもあり慎重な判断が必要である。

なお、本改訂に備える時間を企業に与えるため、当初より基準公表から発効日までの期間が長めに設定されていたが、COVID-19拡大の

影響を受けて、さらに発効日は1年延期された。

第2章

否定された会計処理は遡及的変更が必要 IFRICアジェンダ決定 の概要と留意点

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 鶴谷 香穂

三宮 朋広(さんのみや・ともひろ)
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部
公認会計士
2015年7月から2018年6月まで企業
会計基準委員会に外向。
現在は、主に法人内で会計に関する
質問対応業務等を行う。

【この章のエッセンス】

●2020年8月に「デュール・プロセスハンドブック」の改訂が行われ、そのなかでアジェンダ決定の位置づけが見直された。アジェンダ決定で否定された会計処理は、会計方針の遡及的変更が必要となる。企業はアジェンダ決定や議論の内容を随時チェックすることが求められる。

●直近1年間に確定した主要なアジェンダ決定としては、「リース期間および賃借設備改良部分の耐用年数」、「超インフレ経済下に所在する在外営業活動体の換算」、「変動支払を伴うセール・アンド・リースバック取引」などがある。

はじめに

近年、IFRS解釈指針委員会が公表するアジェンダ決定の重要性が高まってきており、IFRS解釈指針委員会の審議およびその結果としてのアジェンダ決定は、IFRS適用企業の決算に重要な影響を及ぼす場合がある。本稿では、このような観点から最新のアジェンダ決定および